

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(2023年度)

作成日 2023/10/24

最終更新日 2023/10/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2023年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人東北大学
法人の長の氏名		大野英男
問い合わせ先		総務企画部法務・コンプライアンス課 TEL：022-217-6137 E-mail：governancecode@grp.tohoku.ac.jp
URL		https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei/governancecode/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>(経営協議会委員の意見)</p> <p>令和5年10月18日から23日まで経営協議会(書面審議)により経営協議会委員に対して全ての原則に関する適合状況を示すとともに、適合状況の概要について本学の取組をスライドを示し説明を行った。</p> <p>これに対して「適切な点検がなされ、適合状況が的確に表現されていると判断する。」との意見があった。</p> <p>(意見への対応)</p> <p>今後も継続して点検を行い、適合状況について適切な公表を行います。</p>
監事による確認		<p>(監事の意見)</p> <p>ガバナンス・コードへの適合状況については、全ての原則について、適切に実施され、報告されているものと確認した。</p> <p>また、全事項を公表開示することを評価する。</p> <p>なお、コーポレートガバナンス・コードの一部を取り入れ、サステナビリティ、ダイバーシティ等へも積極的に取り組むことにより、多様なアクター(ステークホルダー)が参画する価値創造プラットフォームへの変革を図っていることも評価する。これらも含め、「東北大学ビジョン2030」及び「東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略」の目標実現に引き続き取り組んでいただきたい。</p> <p>(意見への対応)</p> <p>ご意見を踏まえて、適合状況等について引き続き適切な公表に努めます。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>建学以来の伝統である「研究第一主義」と「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神を掲げ、世界最高水準の研究・教育を想像し、指導的人材を育成することによって、平和で公正な人類社会の実現に貢献するとの使命（ミッション）の下、その実現のための具体的な目標及び戦略である中期目標・中期計画を策定し、公表しています。</p> <p>また、本学が、指定国立大学法人として、その先導的役割にふさわしい経営革新を通じて新たな大学の姿を目指すことを目的（ミッション）として、4つのビジョン（教育・研究・社会との連携・経営革新）と、これらを実現するための19の重点戦略を盛り込んだ「東北大学ビジョン2030」を2018年11月に策定し、公表しています。</p> <p>さらに、2020年7月に東北大学ビジョン2030をアップデートし、ニューノーマルを見据えた新たな社会変革の先導をミッションとする「東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略」を公表しています。</p> <p>そして、国際卓越研究大学の申請においては、これまでの歴史と建学の理念（研究第一、門戸開放、実学尊重）を礎とし、「未来を変革する社会価値の創造（Impact）」、「多彩な才能を開花させ未来を拓く（Talent）」、「変革と挑戦を加速するガバナンス（Change）」の3つのコミットメントの下に、徹底した国際化などの6つの目標を達成する19の戦略を公表し、世界最高水準の研究大学を目指すこととしています。</p> <p>参考○東北大学HP「中期目標」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/kicho/chukimokuhyo2022.pdf 参考○東北大学HP「中期計画」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/kicho/chukikeikaku2022.pdf 参考○東北大学HP「東北大学ビジョン2030」 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/vision/01/vision002030/ 参考○東北大学HP「東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略」 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/vision/01/vision04/</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>国立大学法人評価における業務の実績に関する報告書等において、中期目標・中期計画、ビジョンの進捗状況や検証結果を公表しています。</p> <p>また、各種の評価結果等については総長、理事、副学長等で共有のうえ、改善策を翌年度以降の学内の部局評価等へ反映し、その実施状況等を公表しています。</p> <p>参考○東北大学HP「業務に関する情報 第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）」 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/disclosure/02/disclosure0202/</p>

<p>補充原則 1－3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	<p>「国立大学法人東北大学組織運営規程」を定め、その所掌業務や審議事項及び組織等について規定し、公表を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する。 ・ 理事 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して法人の業務を掌理する。 ・ プロボスト 総長が指名する理事は、本学の教育研究の推進に係る企画及び戦略を総括するとともに、組織運営等における全学的又は組織横断的課題に関する総合調整を行うものとする。 ・ 副学長 副学長は、本学の教育研究等の推進について全学的な立場から総長の職務を補佐するとともに、総長が定める業務を掌理する。 ・ 総長補佐 総長補佐は、本学の教育研究等の推進について全学的な立場から総長の職務を補佐する。 ・ 副理事 副理事は、理事又は副学長の業務の一部を分担し、理事又は副学長を補佐する。 ・ 総長特別補佐 総長特別補佐は、総長が定める特別の事項について総長を補佐する。 ・ 役員会 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)第11条第2項の規定に基づき同項各号に掲げる事項について審議するため、役員会を置く。 ・ 経営協議会 法人法第20条第5項の規定に基づき法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営協議会を置く。 ・ 教育研究評議会 法人法第21条第4項の規定に基づき本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。 <p>参考○東北大学HP「役員・主な役職者」 http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0503/ 参考○国立大学法人東北大学組織運営規程 http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kitei-etsuran/reiki_honbun/u101RG00000341.html 参考○国立大学法人東北大学運営組織図 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0501/</p>
--	---

<p>補充原則 1－3⑥（2） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>中期計画の人事に関する計画において、次のとおり人事方針を示し公表しています。</p> <p>中期計画 X その他 2. 人事に関する計画</p> <p>（1）知の集積拠点として、自由な発想が生まれる多様で開かれた研究環境を構築し、持続的な発展を図るため、全学的なマネジメントによる若手教員ポストの確保に基づく若手教員の雇用を促進し、テニユアトラック制度の適用など優秀な若手教員にとって魅力あるキャリアパスの仕組みを強化するとともに、外国籍教員の雇用のための戦略的な支援を推進するなど、多様な人事施策を実施する。</p> <p>（2）研究者の多様性を高め、男女共同・協働を実現するため、ライフイベント等に配慮した女性研究者等の支援をはじめとする各種施策を着実に推進するなどの環境を整備するとともに、女性研究者の採用促進のための取組を進める。このほか、性別・性的指向・性自認等にとらわれない、構成員の多彩な能力を最大限発揮できる包摂的な環境の整備を推進する。</p> <p>（3）大学経営やマネジメント層の中核となる人材の育成に資する職員の能力向上・高度化のため、人事マネジメントの改善及び関係機関との積極的な人事交流等を実施する。</p> <p>（4）最先端研究のニーズに即した優秀な技術支援者育成を推進するため、全学的マネジメント体制の下、技術・マネジメント研修プログラムを開発する。また、東北大学ビジョン2030において、若手・女性・外国人等の採用を促進し、ダイバーシティの推進を図る方針について公表している。</p> <p>参考○東北大学HP「中期計画」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/kicho/chukikeikaku2022.pdf 参考○東北大学HP「東北大学ビジョン2030」 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/vision/01/vision002030/</p>
<p>補充原則 1－3⑥（3） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出をまかなえる収入の見通しを含めた中期的な財務計画として中期計画において、中期目標期間（令和4年度～令和9年度）の予算、収支計画及び資金計画を公表しています。</p> <p>参考○東北大学HP「中期計画」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/kicho/chukikeikaku2022.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>財務諸表や決算報告書等の義務的開示の他に、本学の活動について財務的な面から広く社会にアピールし、ステークホルダーに対する情報開示及び説明責任を果たすため、平成16年度から毎年度財務分析を通じた財務状況と具体的な取組等を分かりやすく記載した「財務レポート」を作成し、積極的に学内外へ発信しています。「財務レポート」では、本学の経営状況をより分かりやすく開示するための取り組みとして、損益外減価償却等の国立大学法人会計基準特有の会計処理によらない、企業会計に準拠した財務諸表を試作し、公開しています。</p> <p>令和3年度からは、本学の活動状況等に係る情報開示の更なる拡充を図るため、「財務レポート」に代わり、財務情報と非財務情報を組み合わせた「統合報告書」を新たに発行し、公開しています。</p> <p>参考○東北大学HP「財務レポート」 http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kessan/report/report.html 参考○東北大学HP「統合報告書」 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/integrated/01/integrated0101/</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いえる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>中期計画の人事に関する計画において次の人事方針を示し公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学経営やマネジメント層の中核となる人材の育成に資する職員の能力向上・高度化のため、人事マネジメントの改善及び関係機関との積極的な人事交流等を実施します。 <p>また、以下の施策を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロボストの活動を支える組織である「総長・プロボスト室」は、次世代を担う若手教職員で構成されており、「世界と伍する研究大学に向けた検討ワーキンググループ」等において、本学が直面する課題とその解決策について検討を進める役割を担うなど、将来の大学の運営を担う人材育成機能としての役割も果たしています。 ・大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を図るため、階層別研修の効果の検証を踏まえた研修内容の改善を行い、事務職員の資質向上を図っています。 <p>参考○東北大学HP「中期目標」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/kicho/chukimokuhyo2022.pdf 参考○東北大学HP「中期計画」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/kicho/chukikeikaku2022.pdf</p>
<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>ビジョン実現のため、学内外から適任者を選考するとともに、全学機構改革として再編・統合（平成29年4月）した9機構について、それぞれの能力等を踏まえて、各理事・副学長を配置し、着実にミッションを果たす体制を構築しています。</p> <p>部局長の一部を総長補佐として経営企画会議に参画させ、全学的な経営人材を育成・確保する仕組みを構築しています。</p> <p>また、執行体制（理事・副学長の担当含む）は、東北大学HPにおいて公表しています。</p> <p>参考○東北大学HP「役員・主な役職者」 http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0503/</p>

<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>「国立大学法人東北大学役員会規程」を定め、国立大学法人法に規定する事項のほか、学内における重要事項について審議を行っています。</p> <p>役員会は、毎月（8月を除く）定例開催し、必要に応じて臨時開催するなど、適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事要録について公表を行っています。</p> <p>参考○東北大学HP「役員会議事要録」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/gijiroku/yakuin.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況</p>		<p>理事・副学長等の執行部には、積極的に外部の人材を登用しており、約3割が外部からの登用者となっています。登用に当たっては、役割分担に応じた専門性、経験などに着目し、幅広い分野から選任しています。</p> <p>役員・主な役職者について、東北大学HPで公表を行っています。</p> <p>参考○東北大学HP「役員・主な役職者」 http://www.tohoku.ac.jp/japanese/profile/about/05/about0503/</p>
<p>補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫</p>		<p>経営協議会委員は、「国立大学法人東北大学経営協議会規程」の定めにより任命され、学外委員は、大学に関し広くかつ高い識見を有する、産業界、学術界等の多様な有識者から幅広く選任しています。</p> <p>経営協議会においては、国立大学法人法に規定する事項のほか、様々な観点から大学の取組について、意見を求めるなど、大学法人の教育・研究・運営に活かす取組を行っています。</p> <p>また、会議運営にあたっては、学外委員が本学の経営状況を理解、審議の活性化を図るため、議事の他に前回会議以降の本学の活動状況を報告するほか、本学内施設の視察なども行っています。なお、議事内容についても要点を絞った会議資料の作成、会議資料を事前に送付するなどの工夫を行っています。</p> <p>参考○東北大学HP「経営協議会名簿」 http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kohyo/koho/keieikyougai.pdf</p> <p>参考○東北大学HP「経営協議会議事要録」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/gijiroku/keiei.html</p>
<p>補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由</p>		<p>総長選考・監察会議において、「国立大学法人東北大学総長の資質・能力に関する基準」を定め、公表を行っています。</p> <p>また、総長選考・監察会議において、「国立大学法人東北大学総長候補者の選考の手続・方法」を定め、一次候補者及び二次候補者及び最終候補者の選考手続きについて規定するとともに、選考結果、選考理由及び選考過程を公表するほか、選考の途中過程についても、可能な限りホームページへの掲載等により情報を開示し、選考過程の透明性の確保に努めることとしています。</p> <p>参考○東北大学HP「総長選考・監察会議」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/souchousenkou/index.html</p>

<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>「国立大学法人東北大学総長の任期に関する規程」を定め総長の任期を 6 年とし、再任されることができないことを規定し、公表しています。</p> <p>また、本規程を改正する場合には総長選考・監察会議の議を経なければならないこととしています。</p> <p>現在の任期及び再任の可否の決定にあたっては、総長選考会議（当時）において、総長が大学改革を含む適切な大学運営を集中して行うために必要な期間として6年の任期を設定し、再任を不可としています。</p> <p>総長選考・監察会議においては、東北大学の現状と取り巻く社会的情勢などを踏まえ、目指すべき構想の実現のために適切な任期及び再任の可否について検討を行っています。</p> <p>参考○東北大学HP「総長選考・監察会議」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/souchousenkou/index.html</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>「国立大学法人東北大学における総長候補者の選考及び総長解任の申出に関する規程」を定め、解任申出の理由、解任申出の決定の手続等の総長選考・監察会議における総長解任の申出について規定し公表しています。</p> <p>また、本規程を改正する場合には総長選考・監察会議の議を経なければならないこととしています。</p> <p>参考○東北大学HP「総長選考・監察会議」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/souchousenkou/index.html</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>総長選考・監察会議において、「総長の業務執行状況の確認に関する基準」を定め、総長の任期（6年）の中間にあたる任期3年を終了した時点で、書面とヒアリング等を実施して、業務を適切に遂行しているかどうかの確認を行い、また、その業務執行状況の確認結果については、経営協議会や教育研究評議会、監事に対し意見を求めたうえで、公表することとしています。</p> <p>参考○東北大学HP「国立大学法人東北大学総長の業務執行状況の確認（中間評価）について」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/souchousenkou/pdf/6/shikkou20211222.pdf</p>

<p>原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由</p>		<p>総長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由は以下のとおりHPにて公表しています。</p> <p>【学外委員】 選任方法：経営協議会学外委員により候補者を選出し、経営協議会において決定。 選任理由：大学経営に関し広くかつ高い識見を有しており、適正に総長の選考等を行うことができるため。</p> <p>【学内委員】 選任方法：教育研究評議会における投票により選出・決定。 選任理由：大学業務に精通しており、適正に総長の選考等を行うことができるため。</p> <p>参考○東北大学HP「総長選考・監察会議」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/souchousenkou/index.html</p>
<p>原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由</p>		<p>総長選考・監察会議には、国内外の大学のガバナンス体制・学長選考プロセス等について、有識者より広い観点から意見を求めるため、アドバイザーを設置することができることとしています。</p> <p>なお、本学では「大学総括理事」は置いていません。</p> <p>参考○東北大学HP「総長選考・監察会議」 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/souchousenkou/index.html</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況</p>		<p>法令に基づく情報公開を適切に実施しています。東北大学HPにおいて、組織、業務、財務に関する情報等を公表しています。</p> <p>「国立大学法人東北大学内部統制規程」を定め、内部統制最高管理責任者に総長、内部統制管理責任者に各理事・副学長、内部統制部局管理責任者に各部局長をもって充て、学内における内部統制システムを整備しています。</p> <p>内部統制上の課題については、内部統制委員会において必要な改善策等について審議することとしており、また、その運用体制について公表しています。</p> <p>参考○東北大学HP「情報公開・広報」 http://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/</p> <p>参考○東北大学HP「内部統制」 http://www.bureau.tohoku.ac.jp/naibutosei/index.html</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学では、多様なステークホルダーとのエンゲージメントを形成するために、教育・研究・社会貢献・経営等の諸活動について、東北大学HP、印刷物、シンポジウムの開催など多様な方法による公表に努めています。</p> <p>また、法令に基づく情報公開を適切に実施しており、HPにおいて、組織、業務、財務に関する情報等を公表しています。</p> <p>さらに、令和2年度からは、ニューノーマルを見据えた東北大学ビジョン2030のアップデート戦略として発表した東北大学コネクテッドユニバーシティ戦略による、オンラインの訴求力・波及力を駆使した戦略的広報を展開、学内組織の壁を越えた情報収集を行い、多様なステークホルダーに迅速かつタイムリーにインパクトのある情報を展開する戦略的発信を行っています。</p> <p>また、令和4年3月には、総長のリーダーシップのもと、多様なステークホルダーとエンゲージメントするための新たなツールとして、本学初となる統合報告書を発行し、積極的な情報発信を推進しています。</p> <p>参考○東北大学HP「情報公開・広報」 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>多様なステークホルダーとのエンゲージメントを形成するために、情報の公開にあたっては、多様なステークホルダーにとって接しやすくわかりやすい方法、内容にするよう努めている。本学HPにおいては、ステークホルダーごとに伝えるべき情報を整理して掲載しており、その他にも、冊子発行など様々な方法により公表を行っています。</p> <p>また、オープンキャンパス、保護者懇談会、学生評議員懇談会、ホームカミングデー、萩のタベなど多様なステークホルダーと積極的に直接対話する機会を設けています。</p> <p>参考○東北大学HP http://www.tohoku.ac.jp/japanese/</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>東北大学HPに教育方針として教学マネジメント・ポリシーの下に学生が卒業・修了時に身に付けるべき能力（ディプロマ・ポリシー）、ディプロマ・ポリシーで達成するべき能力を身に付けるための教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）を公開しています。</p> <p>より詳しい教育内容として「各学部・各研究科カリキュラム」のページを設け、各学部・研究科のページにリンクすることで公開しています。</p> <p>また、入学希望者に対しては「東北大学で学びたい方へ」のページを設け学部ごとの教育内容及び具体的な進路の状況が卒業生の話なども含めて分かりやすくまとめられています。</p> <p>他、各学部・研究科のHPへのリンクにより全ての学部・研究科の情報を公開しています。</p> <p>卒業・修了後の進路についても、キャリア支援センターのHPにおいて大学全体の統計及び各学部・研究科の詳細が取りまとめられ公開しています。</p> <p>学生の授業や大学生活に関する満足度に関しては毎年「東北大学学生生活調査」が行われHPに公開しています。この調査等で寄せられた学生の声は改善に生かされており、その状況は施設の整備・改善、学びの支援、学生の安全・安心、国際教育の推進のカテゴリーごとに写真なども交えて公開しています。</p> <p>この学生生活調査や、卒業生に対する教育に関する卒業・修了者調査など様々な機会に学生生活の満足度や教育成果などを確認し、改善に役立てるとともに、教育評価分析センターにおいてCIR Insightsとしてわかりやすく取りまとめ公表しています。</p> <p>参考○東北大学HP 各学部・各研究科カリキュラム https://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/education/01/education0102/</p> <p>参考○東北大学HP 東北大学で学びたい方へ https://www.tohoku.ac.jp/japanese/target/learn.html</p> <p>参考○東北大学HP 学生生活調査 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/studentinfo/studentlife/09/studentlife0901/</p> <p>参考○東北大学キャリア支援センター 卒業・修了後の進路の状況 http://www.career.ihe.tohoku.ac.jp/ug_ma/info/course?doing_wp_cron=1627371194.7641410827636718750000</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.tohoku.ac.jp/japanese/disclosure/</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.bureau.tohoku.ac.jp/byouinchousenkou/index.html</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.hosp.tohoku.ac.jp/outline/020.html</p>